

# 事務機構の職務に関する規則

[趣旨]

## 第1条

本規則は関東学生オリエンテーリング連盟規約第54条により、本連盟の事務機構の職務に関する細則となるものである。

[事務局]

## 第2条

事務局は本連盟の運営に関する以下の業務を行う。

- 1 加盟登録の管理
- 2 本連盟への申請書・報告書の管理
- 3 その他、本連盟の活動に必要と認められる事務作業一切

[記録部]

## 第3条

記録部は本連盟の運営に関する以下の業務を行う。

- 1 加盟員の、本連盟の主宰する行事・大会における成績の管理
- 2 活動報告書の作成
- 3 総会議事録・資料の作成
- 4 その他、本連盟の活動記録一切の管理

[広報部]

## 第4条

- 1 広報部は本連盟の運営に関する以下の業務を行う。

- ・ 1 活動報告の紹介および告知
- ・ 2 その他、本連盟に必要と認められる広報活動一切

- 2 前項第1号に定められた活動報告は総会毎に行われ、以下に定める本連盟の活動に関する詳細が掲載されなければならない。

- ・ 1 総会議事録
- ・ 2 行事の成績表
- ・ 3 委員会会議で討論・決議された重要事項
- ・ 4 その他、本連盟の活動に関して必要と認められる事項一切

[普及部]

## 第5条

普及部は本連盟の活動に関する以下の業務を行う。

- 1 高校生クラブ・高校生オリエンテーリング連盟との連絡・交渉
- 2 地域クラブとの連絡・交渉
- 3 その他、本連盟に必要と認められる普及活動一切

[渉外部]

第6条

1 渉外部は本連盟の活動に関する以下の業務を行う。

- ・ 1 日本オリエンテーリング協会並びに各都道府県協会との連絡・交渉
- ・ 2 日本学生オリエンテーリング連盟との連絡・交渉
- ・ 3 その他、本連盟に必要と認められる渉外活動一切

2 削除

[改正]

第7条

本規則の改正は総会の議決による。

[施行]

第8条

本規則は 1993 年 11 月 13 日より施行される。

1993 年 7 月 17 日制定

1999 年改正

2002 年 4 月 20 日改正

2009 年 3 月 19 日改正